

いきいき茨城ゆめ国体高萩市実行委員会事務局運営規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、いきいき茨城ゆめ国体高萩市実行委員会事務局規程（以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、いきいき茨城ゆめ国体高萩市実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 所掌事務

(所掌事務)

第2条 規程第3条に定める所掌事務は別表第1のとおりとする。

(服務)

第3条 職員の服務については、高萩市の例による。

第3章 専決

(専決)

第4条 事務局の事務は、会長の決定を受けて処理しなければならない。ただし、別表第2に掲げる事項については、事務局長及び事務局次長が専決処分することができる。

2 前項ただし書きの規定により、専決した事項で必要と認めるものについては、直ちに上司に報告しなければならない。

(代決)

第5条 別表第3に掲げる決裁権者が不在のときは、それぞれ同表の代決者の欄に該当する者が代決することができる。

第4章 文書の取扱

(記号及び番号)

第6条 文書には、「高国体準」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

(文書の発信)

第7条 文書の発信者名は会長名を用いる。ただし、軽易な文書については、事務局長名を用いることができる。

(文書取扱)

第8条 前2条に定めるもののほか、文書の取扱については高萩市の例による。

第5章 旅費等

(旅費)

第9条 役員、委員、専門委員及び事務局職員が会務のため出張するときは、旅費を支給することができる。

2 前項の旅費の額及びその支給方法については、高萩市の例による。

第6章 財務

(予算の編成)

第10条 事務局長は、あらかじめ会長の承認を受けた事業計画に基づいて予算を編成するものとする。

2 事務局長は、編成した予算案を会長に提出し、承認を得なければならない。

(予算の補正)

第11条 事務局長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、会長の承認を得て補正予算を編成することができる。

(出納員)

第 12 条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の決定)

第 13 条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(決算)

第 14 条 事務局長は、出納に関する事務を完了したときは、毎会計年度収支決算を速やかに調製し証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会長は、決算及び前項の書類を監事の審査に付さなければならない。

(余剰金)

第 15 条 各会計年度において、余剰金が生じたときには、翌年度の歳入に繰り入れることができる。

(準用)

第 16 条 この訓令に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出、その他の財務会計に関する事項については、高萩市財務規則（昭和 47 年高萩市規則第 2 号）を準用する。

第 7 章 補 則

(補則)

第 17 条 この訓令に定めるもののほか、事務局の運営等に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 26 日から施行する。

別表第1(第2条関係)

分掌事務
1 事務局組織、服務に関すること。
2 開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。
3 総会、常任委員会、各専門委員会に関すること。
4 宿泊、衛生、輸送、交通の調査計画に関すること。
5 事務局の庶務に関すること。
6 関係団体との調整に関すること。
7 競技会開催準備に関すること。
8 競技施設及び関連施設に関すること。
9 中央競技団体正規視察に関すること。
10 競技力向上対策に関すること。
11 スポーツ行事及びリハーサル大会の調査計画に関すること。
12 その他国体の準備に関すること。

別表第2(第4条関係)

事 項		事務局長	事務局次長
1 委嘱又は任命に関すること。		職員の委嘱又は任命に関すること。	
2 職員の服務に関すること。		職員の服務に関すること。	
3 旅行命令等に関すること。		職員(事務局次長以上)の旅行命令及びその復命の受理に関すること。	職員(事務局職員)の旅行命令及びその復命の受理に関すること。
4 職員の事務分担に関すること。		職員の事務分担に関すること。	
5 調定及び収入命令に関すること。	寄附	1件 10 万円以上 50 万円未満	1件 10 万円未満
	その他の収入	全額	
6 支出負担行為に関すること。	報酬、賃金、旅費、需用費のうち通信運搬費、保険料及び公課費		全額
	業務委託料	1件 50 万円以上 1,500 万円未満	1件 50 万円未満
	製造及び工事請負費	1件 130 万円以上 2,000 万円未満	1件 130 万円未満
	物品購入費	1件 80 万円以上 1,500 万円未満	1件 80 万円未満
	補助金及び交付金	1件 100 万円未満	
	上記を除く支出負担行為	1件 300 万円以上 1,500 万円未満	1件 300 万円未満
7 支出命令に関すること。	報酬、賃金、旅費、需用費のうち通信運搬費、保険料及び公課費		全額
	補助金及び交付金	1件 100 万円以上 300 万円未満	1件 100 万円未満
	上記を除く支出負担行為	1件 1,000 万円以上 3,000 万円未満	1件 100 万円未満
8 予算の流用に関すること。		10 万円以上の目内流用及び10 万円未満の目を超える流用	10 万円未満の目内流用
9 刊行物の発刊に関すること。		刊行物等の発刊に関すること。	
10 その他の事項		1 申請、届出、照会、回答、報告及び通知に関すること。 2 願書及び届出書の処理に関すること。	1 軽易又は定例的な申請、届出、照会、回答、報告及び通知に関すること。 2 軽易又は定例的な願書及び届出書の処理に関すること。

別表第3(第5条関係)

決裁権者	代決者
会 長	事務局長
事務局長	事務局次長